

## 常総市と学校法人日本体育大学との体育・スポーツ振興に関する協定書

常総市（以下「甲」という。）及び学校法人日本体育大学（以下「乙」という。）は、体育・スポーツを通じて相互の振興を図ることに合意したので、次のとおり協定書を締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、甲及び乙（乙が設置する学校を含む。以下同じ。）が、体育・スポーツ及び健康づくりの分野において、それぞれの有する教育資源を有効かつ適切に活用し、甲及び乙の一層の発展並びにさらなる社会貢献を図ることを目的とする。

### （甲及び乙の相互協力）

第2条 この協定書に基づく甲及び乙相互の協力項目は、次の各号のとおりとする。

- （1）相互の学校・施設における教育・研究及び課外活動に関すること
- （2）相互の教職員の交流又は指導員の派遣に関すること
- （3）相互の学生・生徒・児童・園児の交流に関すること
- （4）相互の行事・イベントに関すること
- （5）相互の施設利用に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に基づき、個別の協定書等を締結することができる。

### （連携推進体制）

第3条 前条の相互協力を具体的に推進するため、甲は教育委員会スポーツ振興課、乙は総合企画部に連携窓口を設置し、協議のうえ協力を実施する。

### （秘密保持）

第4条 甲及び乙は、この協定書に基づいて得られた相手方の情報（非公開であるもの）について、相手方の書面による同意を得ることなく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

### （協定期間）

第5条 この協定書の有効期間は、締結の日から、平30年3月31日までとする。ただし、期間満了の3カ月前までに双方から特段の意思表示がない場合には、さらに1年間更新し、以後この例による。

### （協議事項）

第6条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意を持って協議し、解決を図る。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各1通を保有する。

平29年1月26日

甲 茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3

常総市長



東京都世田谷区深沢七丁目1番1号

乙 学校法人日本体育大学

理事長

